

# 修正表

## 『7 日間完成 衛生管理者試験〈過去 & 予想〉問題集』(2018 年 3 月 1 日発行)

■通達 2019 年 7 月 12 日 基発 0712 第 3 号にて、旧 VDT ガイドラインが廃止され、情報機器ガイドラインとして新たに制定されました。これに伴い、問題集中の表記を以下のように修正します。

問題：P29【問 30】、P70【問 28】、P112【問 28】、P133【問 28】、P174【問 28】、P203【問 4】、P216【問 28】

解答・解説：P8【問 30】、P33【問 28】、P61【問 28】、P71【問 28】、P98【問 28】、P116【問 4】、P126【問 28】、

(旧) VDT作業 → (新) 情報機器作業

(旧) 単純入力型および(または)拘束型に該当する VDT作業 → (新) 情報機器作業

(旧) VDT作業健康診断 → (新) 情報機器作業における特殊健康診断

(旧) VDT作業従事者に対する特殊健康診断 → (新) 情報機器作業従事者に対する特殊健康診断

■2019 年 4 月 1 日以降、働き方改革による労働基準法等の一部が改正されました。これに伴い、問題集中の表記を以下のように修正します。

### 【ポイント】

- ・フレックスタイム制の「清算期間」の上限を 1 か月から 3 か月に延長する。
- ・医師による面接指導の対象となる労働者の要件を、「休憩時間を除き 1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められた者」に見直す、ほか。

問題：P46【問 24】(1)、P111【問 24】(1)、P131【問 25】(1)、P193【問 24】(1)、P214【問 24】(1)、

解答・解説該当箇所：P20【問 24】、P59【問 24】、P71【問 25】、P112【問 24】、P125【問 24】、

(旧) 面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として、休憩時間を除き 1 週 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超え

(新) 面接指導の対象となる労働者の要件は、原則として、休憩時間を除き 1 週 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超え

問題：P69【問 24】

解答・解説 P32【問 24】

(旧) 休憩時間を除き 1 週 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 100 時間を超え

(新) 休憩時間を除き 1 週 40 時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が 1 月当たり 80 時間を超え

問題：P70【問 26】(5)、P152【問 26】(5)

解答・解説：P33【問 26】(5)、P85【問 26】(5)

(旧) フレックスタイム制の清算期間は、3 月以内の期間に限られる。

(新) 法改正により正解となるため、削除